

豊川市監査公表第25号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年7月11日

豊川市監査委員	長	田	周	三
同	戸	苜	敏	
同	小	林	琢	生

別 紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監査対象の団体 及び所管部署	監査の対象期間	監査の実施期間
・豊川市施設管理協会 (財政援助団体・公の施設 の指定管理者) ・市民部文化振興課 ・産業部商工観光課 ・建設部公園緑地課	平成24年度豊川市施設管理 協会会計 (平成24年4月1日 ～平成25年3月31日)	平成25年5月13日 ～同年6月7日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

- (1) 財政援助、出資・支払保証及び公の施設の指定管理の目的、内容について
- (2) 交付の金額及び指定管理料、時期、方法、手続等について
- (3) 対象事業等の執行、協定の履行について
- (4) 会計経理、財産管理について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められたが、次の点に留意されたい。

(2) 意見

豊川市施設管理協会が管理している文化会館、勤労福祉会館及び赤塚山公園の平成24年度における利用者満足度調査では、各施設とも比較的満足度が高い結果となっているが、備品及び設備面等の要望が見受けられるため、その結果に基づき双方で協議を進め、施設の安全性とサービス水準の向上を図るとともに、更なる利用者数の拡大に努力されることを望むものである。